

## 補助金交付決定通知書の見方

### 交付決定日

実績報告書(様式第5号)及び請求書の本文の交付決定日

記載箇所には、こちらの日付を記載してください。

○月○日付けで申請の令和5年度中小企業等奨学金返済支援制度における交付決定をいたしました。

令和●年●月●日

指令履政第●●●号

広島市中区○○丁目○○番○号  
○○○○式会社

### 文書記号・番号

実績報告書(様式第5号)及び請求書の本文の文書記号・番号記載箇所には、こちらを転記してください。

広島県知事 湯崎

### 1 交付の金額

令和5年度分	金○○,○○○円
令和6年度分	金○○,○○○円
令和7年度分	金○○,○○○円
合 計	金○○○,○○○円

### 2 交付対象事業及び内容

- (1) この補助金の対象となる事業（以下「事業」といいます。）は、実子金返済又援制度に基づく給付事業で、その内容は、令和○年○月○日付けの申請書に記載のとおりとする。
- (2) 事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助対象経費又は補助金の額を変更するときは、別に指令する。

令和5年度分	事業に要する経費	金○○○,○○○円
	補助対象経費	金○○○,○○○円
	補助金	金○○,○○○円
令和6年度分	事業に要する経費	金○○○,○○○円
	補助対象経費	金○○○,○○○円
	補助金	金○○,○○○円
令和7年度分	事業に要する経費	金○○○,○○○円
	補助対象経費	金○○○,○○○円
	補助金	金○○,○○○円
合 計	事業に要する経費	金○○○,○○○円
	補助対象経費	金○○○,○○○円
	補助金	金○○○,○○○円

### 3 交付の条件

- (1) 補助事業及び補助対象経費の配分の変更（中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金交付要綱（平成30年3月28日制定、以下「交付要綱」という。）別表第3に掲げる軽微な変更を除く）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象期間内に、補助事業者が、労働関係法令その他法令に係る重大な違反をしていることが認められた場合、若しくは、補助事業者が「広島県働き方改革実践企業」に該当するときは、その認定を辞退又は取り消された場合においては、知事は交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (5) この事業は、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び交付要綱の適用を受けるものである。

### 4 交付方法

この補助金は、規則第13条の規定により、補助金等の額の確定後に交付するものとする。